

▽重要なお知らせ

11月6日（水曜日）、新潟県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

■ 新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

11月6日（水曜日）に、新潟県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

このため、農林水産省、新潟県等では、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、必要な防疫措置の迅速かつ的確な実施、生産者、消費者、流通業者等への情報発信などを進めています。

【農林水産省プレスリリースの URL】

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/241106.html>

【北陸農政局プレスリリースの URL】

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/news/press/kikaku/241106.html>

■ 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状において、以下の科学的な理由から、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

●鳥インフルエンザウイルスは熱に弱く、WHO（世界保健機関）によると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、食品を十分に加熱調理して食べれば感染の心配はありません。

●鳥インフルエンザウイルスは酸に弱く、ヒトの体内で胃酸等の消化液により死滅すると考えられています。

●鳥インフルエンザウイルスが感染するための細胞表面の受け皿（受容体*）は、ヒトとトリとは異なることから、鳥インフルエンザウイルスはヒトの細胞表面の受け皿と結合しにくくなっています。

（注）*：ウイルスがヒトや動物に感染する際に最初に結合する細胞表面の分子。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

● 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設（GP センター）において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。

● 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

◎詳しくは食品安全委員会のホームページをご覧ください。

http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_iinkai_kangaekata_140424.pdf

■ 高病原性鳥インフルエンザに関して

現在、新潟県においては、家畜伝染病予防法及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づく、防疫措置が的確に講じられています。

家畜伝染病のまん延防止には、その病原体を広げるおそれのある家畜及び物品等の移動を制限することが重要な防疫措置であることから、区域を指定して移動制限措置を講じているところです。

また、取り扱いにあたり、「新潟県産の鶏肉、鶏卵を扱っていません」といった内容の不適切な表示、発生県

産であることのみを理由とした鶏肉又は鶏卵の取引拒否等の不適切な行為がないよう、関係者にはお願いしているところです。

■ 高病原性鳥インフルエンザに関する窓口

北陸農政局では、高病原性鳥インフルエンザに関する相談窓口を設置しています。相談・質問等ありましたら、以下の相談窓口にお問い合わせください。

北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課（総合窓口）

電話：076-232-4106

北陸農政局 消費・安全部 消費生活課（消費者担当窓口）

電話：076-232-4227

電話：076-232-0206

北陸農政局 生産部 畜産課（経営支援窓口）

電話：076-232-4317